

第5回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会 議事次第



ひと、くらし、みらいのために

日 時：平成21年2月3日（火）
10:00～12:00
場 所：三田共用会議所1F講堂

1 開会

2 報告事項

- (1) 2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている都道府県について
- (2) 2次医療圏数を超える数の拠点病院が指定されている都道府県の現況について

3 協議事項

がん診療連携拠点病院の指定について

- (1) がん診療連携拠点病院の指定の考え方について
- (2) 2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている都道府県の指定について（京都府）
- (3) それ以外の都道府県の指定について

4 その他

- 資料1 2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている都道府県及び2次医療圏数を超える数の拠点病院が指定されている都道府県の現況
- 資料2 がん診療連携拠点病院の指定の考え方
- 資料3 がん診療連携拠点病院の指定状況及び申請状況の一覧、都道府県・2次医療圏別の指定状況及び申請状況
- 資料4 推薦意見書（抜粋）及び推薦医療機関における指針充足状況等について
- 資料5 迫井構成員提出資料

参考資料1 第4回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会資料

資料1 がん診療連携拠点病院の指定の考え方

資料6 推薦意見書（抜粋）

参考資料2 がん診療連携拠点病院の整備について（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知）

参考資料3 各都道府県におけるがん対策予算の執行状況等について（第8回がん対策推進協議会 資料2-7）

がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会開催要綱

1 趣旨

全国どこでも質の高い医療を受けることができるようがん医療水準の均てん化を推進するため、平成17年7月に「地域がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件等について検討を進め、平成18年2月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定した。

その後、4回にわたり「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進め、平成20年3月、この検討会からの提言を踏まえ、新たな指針を策定したところである。

厚生労働省健康局長は、この指針に基づき、がん診療連携拠点病院の指定のための検討会を開催するものである。

2 検討会の名称

「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」とする。

3 検討会構成員

構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。

4 検討内容

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に示す指定要件の充足度の検討及び適切な運営を行うに当たって必要な助言。

5 会議の開催について

会議は公開とする。

6 その他

- (1) 本検討会の庶務は、医政局指導課及び医政局看護課の協力を得て、健康局総務課がん対策推進室において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。